

議案第75号

松阪市都市公園条例の一部改正について

松阪市都市公園条例（平成17年松阪市条例第218号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市都市公園条例の一部を改正する条例

松阪市都市公園条例（平成17年松阪市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第1条の4に次の1項を加える。

6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。